

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：32638

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01796

研究課題名（和文）税務コーポレートガバナンスとその開示に関する研究

研究課題名（英文）How strengthening tax governance in Japan can make companies more attractive to investors in terms of Corporate Social Responsibility

研究代表者

稲葉 知恵子（Inaba, Chieko）

拓殖大学・商学部・准教授

研究者番号：10440140

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本企業と英国企業の税務ガバナンスに関する情報開示の特徴とこれらの違いの理論的背景を明らかにした。日本企業は税務方針の策定や税務ガバナンスに係る責任の所在を明確にし、課税当局との協力を強調する一方で、具体的な税務リスクやタックス・プランニングに関する情報の開示には消極的である。英国企業は税務ガバナンスや地域ごとの納税額、経済的貢献などの詳細な税務情報を積極的に開示し、法律で要請されている以上の情報を開示している。

インタビュー調査を通して、日本企業が税務ガバナンスの情報開示に積極的ではない理由には株主構成、税務調査の特性、役員給与の評価指標の違いがあることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本企業と英国企業の税務ガバナンスに関する情報開示について質的分析を行い、開示内容の網羅性やわかりやすさなどを評価した。その評価を通じて、企業がステークホルダーにとって有益な情報を提供するための指針を示し、学術的な貢献を果たした。

また、企業の税務情報開示の重要性を強調し、透明性の向上を促進した。税の透明性向上は国際的な租税回避行為の抑制に寄与し、これにより市場の公平性や投資環境の健全性を促進する社会的貢献を果たした。

研究成果の概要（英文）： This study examined the distinctive tax governance disclosure practices of Japanese and British companies, exploring the theoretical underpinnings of these differences.

While Japanese companies explicitly articulate their tax policy formulation and the assignment of responsibilities for tax governance, emphasizing collaboration with tax authorities, they remain hesitant to disclose specific details regarding tax risks and tax planning. In contrast, British companies proactively disclose comprehensive tax information, including tax governance frameworks, regional tax payments, and economic contributions, often exceeding legal mandates.

Interview surveys revealed that disparities in shareholder composition, tax audit procedures, and executive compensation structures significantly contribute to the reserved approach of Japanese companies towards disclosing tax governance information.

研究分野：税務会計

キーワード：税務ガバナンス 情報開示 CSR（企業の社会的責任） 税務戦略 タックスポリシー（税務方針） BE PS 租税回避 税の透明性

1. 研究開始当初の背景

多国籍企業が税制の抜け穴を利用して国際的租税回避を行う問題 (Base Erosion and Profit Shifting; 以下、BEPS とする) を防ぐため、2015 年 10 月に BEPS プロジェクトが立ち上がり、OECD から 15 の勧告が公表された。この勧告への対応状況は各国によりまちまちであるが、英国ではこれを受けて、2016 年 9 月に歳入税関庁が 2016 年財政法附則 19 条を公表し、この規定により企業等に税務戦略の開示を義務付けた。英国の法人はコーポレートガバナンス体制を見直し、コーポレートガバナンスの一環として租税法令の順守や適正な納税を組み込んだ (GOV.UK <https://www.gov.uk/guidance/large-businesses-publish-your-tax-strategy>)。そして、税務リスクの管理方法、自社の税務リスク、タックス・プランニングに対する考え方、および HMRC との協力という 4 分野から税務戦略の開示を行っている。

わが国において、税務ガバナンスは「税務についてトップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備すること」(国税庁調査課(2020)「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について」スライド 3 ページ)と定義された。国税庁は 2012 年 7 月から経済への影響の大きい大企業(特官所掌法人)を対象として、税務に関するコーポレートガバナンスの確認を行っている。具体的には、トップマネジメントの関与・指導がなされているか、税務(経理)担当部署等が機能しているか、税務に関する内部牽制の体制が適切なものであるか、税務調査での指摘事項等に係る再発防止策が明確であるか、税務に関する情報の周知がなされているかという 6 つの観点から、調査を行っている。税務に関する情報の周知は、社内に対する税務に関する情報の周知やグループ企業等への税務に関する情報の周知という意味での情報周知であり(国税庁(2020)「大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組事例」5 ページ)利害関係者をターゲットとしていない。

国際的租税回避を防ぐ上では、タックスコンプライアンスをコーポレートガバナンスの一環として組み込むのはもちろんのこと、その開示をするべきである。しかし、研究開始当初、日本における税務情報の開示は CSR につながるという文脈では議論がなされていなかった。税務情報について、CSR 報告書やコーポレートガバナンス報告書、統合報告書等において自主的に開示を行っている企業はあるものの、税務コンプライアンスを遵守していることを定型文で示すものがほとんどであった。本研究は税務ガバナンスとその情報開示のあり方を明らかにすることで企業の租税回避を防ぎ、競争の歪み、投資決定の歪み、不公平感という問題を回避することに貢献することを目的として実施した。

2. 研究の目的

(1) 日本企業の税務ガバナンス開示の特質

本研究の第一の目的は、日本企業の税務ガバナンス開示の特質について考察することである。これまで日本において税務ガバナンスは積極的に開示されるものではなかった。しかし、BEPS プロジェクトに伴い、その意義と重要性が見直され、税務ガバナンスについても説明責任を果たすことが求められている。2013 年に国際統合報告評議会が国際統合報告フレームワークを公表したことに伴い、決算短信や有価証券報告書などの財務情報と、CSR 報告書やコーポレートガバナンス報告書などの非財務情報を統合した統合報告書を公表する企業が増え、その一環として日本でも税務戦略を開示する企業が登場した。さらに、IFRIC 第 23 号「法人所得税の処理に関する不確実性」が公表され、国際会計基準を適用している企業は 2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度の期首から税金勘定の適切な計算を行い、財務開示を行うことが求められている。これらの国際的な動向を踏まえ、日本企業がどのような税務ガバナンスの情報開示を行っているかその特質を明らかにする。

(2) 英国企業の税務ガバナンス開示の特質

本研究の第二の目的は、英国企業の税務ガバナンス開示の特質を明らかにすることである。英国では、一定規模以上の企業は税務戦略を開示することが義務付けられているが、多くの企業は法定要件を超える詳細な情報を自主的に開示している。本研究では、これらの企業が具体的にどのような情報を、どの程度開示しているのかを分析し、その特質を明らかにする。税金を「他の費用と同様に最小化すべきコスト」と捉えるならば、積極的な税務情報開示は企業にとって一見不利に働く。しかし、多くの企業が自主的に詳細な情報を公開しているという事実は、税金を「社会貢献を構成する CSR の一要素」と捉えている可能性を示唆する。本研究では英国企業が自主的に開示する税務情報の特質を明らかにして、英国企業の税に対する認識を深める。

(3) 日本のコンテキストでの税務ガバナンスの情報開示

本研究の第三の目的は、日本企業は税金を当然支払うべきものと捉え、適切に納税しているにもかかわらずなぜ税務情報の開示にたいして保守的な姿勢をとるのかを明らかにすることである。

税務情報の開示が他社との比較や市場競争において企業の戦略的利益や評判に与える影響を懸念している可能性があるものの、国際的潮流として税務情報開示が推奨されている中で、日本企業はなぜ定型文での開示に留まっているのか。税務方針の策定や税務ガバナンスに係る責任の所在を明確にし、課税当局との協力を強調する一方で、具体的な税務リスクやタックス・プランニングに関する情報の開示には消極的である理由を明らかにする。

3. 研究の方法

日本企業と英国企業の税務ガバナンス開示の特質を明らかにするため、Middleton & Muttonen (2020)の分析観点に基づき、図表1に示すように、税務情報の開示を4つの項目から分析した。Middleton & Muttonen (2020)は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、およびフィンランドから抽出した計150社の大規模上場企業を対象に分析を行っている(p.86)。本研究では、先行研究との比較可能性を確保する観点から、Middleton & Muttonen (2020)の分析項目を採用した。

日本企業の分析対象企業は2022年1月31日時点でTOPIX Core30を構成する日本企業30社として、2017年度から2021年度のサステナビリティレポート、統合報告書、CSR報告書、企業のホームページにおける開示内容を分析した。TOPIX Core30を構成する日本企業30社を対象とする理由は、時価総額が大きく国際的な事業を展開している企業の動向を分析するためである。英国企業の分析対象企業はFTSE100を構成する100社として、2017年度から2021年度までの5年間にわたる年次報告書(Annual report)、税務情報の開示に特化した報告書等(Tax transparency report等)、企業のホームページにおける開示内容を分析した。FTSEを構成する100社を対象とする理由は、時価総額が大きく国際的な事業を展開している企業の動向を分析するためである。

図表1 分析項目：税の透明性の尺度

構成要素	重要性	限界
1. 法人税の納付額	法人税は、法人税の議論や立法措置において主要な焦点となっている。	法人税の数字だけでは、例えば利益や収益と比較することができなければ、読み手は情報を得ることができない。財務諸表で開示されている。
2. 税務戦略	税制上の戦略は、支払うべき法人税(およびその他の税金)に影響を与える。立法府は積極的な戦略を求め、世間はタックス・プランニングのスキームに注目する。	与えられた情報の主観性、原則と実践の比較について検討が必要である。
3. 国又は地域ごとの納税額	国家間の課税競争と、ほとんどの大企業が高度に多国籍な事業展開をしていることから、税金の地理的な広がりを開示することは重要である。	法人税の数字だけでは、例えば地域別の利益や収益と比較することができなければ、読み手は正確な情報を得ることができない。
4. その他	CSRにおける税金の重要性・妥当性に関する企業の見解、企業が直面する税金関連のリスクについての洞察を提供する。	会社の業績に関する情報価値が低い可能性がある。主観的である。

(出典) Middleton and Muttonen (2020), p.83. Table 4.1 Tax transparency scale を和訳の上、一部修正。

日本のコンテキストでの税務ガバナンスの情報開示を明らかにするために、質的研究方法を採用し、英国・エセックス大学のコーポレートガバナンスの研究者である Shahzad Uddin 教授とともに企業、金融機関、課税当局、証券取引所、大手税理士法人、研究者などの15のアクターを対象に半構造化インタビューを行った。インタビュー対象者の選定にあたっては、税務ガバナンスの情報開示に関わる多様なステークホルダーの視点を網羅することを目指し、企業規模、業種、職種などを考慮してバランスの取れたサンプルを構築した。インタビューは、事前に用意した質問項目に基づきつつ、各アクターの専門性や経験に応じて柔軟に質問内容を調整する半構造化形式で行われた。インタビュー時間は1時間から1時間半程度で、録音・逐語録化し、Nvivoを用いた分析を行った。分析にあたっては、まず、各インタビューから得られた情報を個別に分析し、次に、複数のインタビューを横断的に比較分析することで共通のパターンやトピックを特定した。

4. 研究成果

(1) 日本企業の税務ガバナンス開示の特質

日本企業の税務ガバナンスの開示内容は、自発的な開示であるにも関わらず企業間での表現

の差異は少なく、定型的な表現が多いことが明らかになった。また、開示内容のボリュームは、サステナビリティレポートなどの報告書で1、2程度に留まることが多く、企業のホームページ上でコンプライアンスの一分野として取り上げられる場合もある。多くの企業が税務方針を策定し、税務ガバナンスに係る責任の所在を明確にしていた。課税当局への協力も多くの企業が報告書やホームページ上で宣言している。

諸外国に比べ、「タックス・プランニング」により株主価値を最大化することよりも「税務コンプライアンス」に重点を置いて適正に納税を行うことを強調している。「タックス・プランニング」としての優遇税制の活用、具体的な税務リスクやその対処法などは開示されていない。これらの研究成果は日本会計研究学会第81回全国大会で学会報告した上で、「日本企業の税務ガバナンスの開示」(『会計』第203巻第6号)に成果の一部を公表している。

(2)英国企業の税務ガバナンス開示の特質

英国企業が開示する税務情報はタックスガバナンス、国又は地域ごとの納税額、TCFDと税金の関連について、法律で要請されるよりも詳しい情報を開示している企業が多いことが明らかになった。

法人税の納付額として、法律で要請されるよりも詳しい情報を開示している企業は、財務諸表上の法人税額と支払った法人税額が異なる理由を説明している。また、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異について説明している企業も40%を超える。

税務戦略として、法律で要請されるよりも詳しい情報を開示している企業は、移転価格の仕組みの詳細、自社のビジネスモデルとの関連性を記述している。リスク管理のフレームワークを示し、想定されるリスクとリスクを軽減するための措置を示している企業は90%を超える。タックスガバナンスを機能させるための取締役会の関与についても記述している。

国又は地域ごとの納税額については、税についてだけでなく経済的な貢献についても記述している点に特徴がある。

その他の観点として、TCFDと税金の関連については、バリューチェーンにおける将来の炭素価格と環境税の影響を軽減すると記述している。

英国企業は税務情報を開示することでステークホルダーとの信頼関係を構築し、レピュテーションリスクの低減と競争優位性が確保できる。これらの研究成果は税務会計研究学会第34回全国大会で報告し、「英国企業によるTax Transparency Report等の特質」(『税務会計研究』第34号)、「タックスガバナンスとその開示に係るアプローチの日英比較」(『経営管理研究』第123号)に成果の一部を公表している。

(3)日本のコンテキストでの税務ガバナンスの情報開示

日本企業が税務情報の開示に積極的ではない理由を以下の3点から解釈することができる。

株主構成の特徴

日本企業の株主構成は、諸外国に比べて受動的投資家(passive investor)の比率が高く、情報開示に関する要望要請がそれほど強くない。受動的投資家には、金融機関も含まれている。金融機関と企業の間では事業計画の段階で合意が形成されており、対外的な情報開示の内容についての要求はほとんど行われない傾向がある。また、株主としての金融機関は株式を急に売却することも少ない特徴がある。

一方、能動的投資家(active investor)は個人株主を中心に構成されているが、その数は少数派であり、税金の支払い状況に対してはほとんど関心を示していない。日本の文化的・歴史的背景から、税金は当然支払うべきものと捉えられており、企業もアグレッシブな租税回避は行わない。アメリカや欧州の株主とは異なり、税金を削減すべき費用として企業に税金の削減を要請する株主は日本では見られない。

ごくまれに、メディアが一部のタックス・プランニングをセンセーショナルに報道をすることがある。しかしながら、日本企業の株主構成の大部分は専門知識を持つ機関投資家であるため、このような報道が株価に与える影響は限定的である。

株主構成の観点から、多くの比率を占める受動的投資家の意見の少なさや能動的投資家の関心の限定性、及び専門知識を持つ機関投資家による株主構造が、税務情報開示の積極性に影響を及ぼしていると考えられる。

課税当局と企業との関係性

企業は、税務調査時に課税当局とコミュニケーションを行い、課税当局は税務調査を通じてガバナンスに関する情報も入手できている。税務調査は2~3年に1度の頻度で実施され、実施期間は半年に及ぶ。税務調査時に、企業は任意で自己評価システムとしての「税務コーポレートガバナンス確認表」を提出する。この確認表は、企業が自らの税務コンプライアンス状況やガバナンス体制に関する情報を提供する。課税当局はこの提出された情報を評価し、面談を行う。ベストプラクティスは蓄積され、国税庁のホームページにおいて開示されている。

英国では法律で要請される以上の税務情報が開示されているが、英国におけるtax auditは問題がある企業のみがターゲットであり、日本のような頻度で大企業の税務調査を行うことはない。このことから、課税当局と企業とのコミュニケーションが税務情報開示のあり方において

重要な要素であると言える。税務調査を通じて十分な情報が収集されているため、外部への追加的な税務情報開示は、現行の制度や手続きにおいては必要性が限定的であると考えられる。

役員給与との連動性の希薄さ

日本企業の役員給与は、税引後当期純利益に連動して増減する幅が諸外国に比べて少ない傾向にある。このため、経営者サイドでも、積極的な租税回避を行ってまで税金を減らすという意識は働きにくくなっている。むしろ、企業のレピュテーションを考慮し、適切な納税を行うことが重要であるという意識が存在している。

日本企業は税引後当期純利益ではなく、営業利益を重視している。そのため、税金をコントロールするという意識はない。営業利益を最大化することにより、企業の持続的な成長や株主への利益還元を追求する姿勢が見受けられる。税金をコストとして削減することよりも、事業活動の持続性や長期的な企業価値の向上を重視する傾向がある。

これらの研究成果の一部は税務会計研究学会第35回全国大会で報告し、これから論文として公表する予定である。

今後の展望として、インタビュー調査を進める中で二つの重要な課題が浮かび上がった。一つ目の課題は、税務ガバナンスの定義が企業によって異なることである。日本企業が税務ガバナンスとして開示する内容はステレオタイプな表現で、企業ごとの特徴はほとんどない。しかし、実際に「税務ガバナンス」として取り組んでいる内容は多種多様であるため、効果的な税務ガバナンスの包括的な研究調査が必要である。もう一つの課題は税務担当者の人材不足である。BEPS2.0がもたらす影響により、外国子会社との連携や情報共有が増加しているが、適切な人材が不足している。そのため、税務担当人材をどのように確保（育成）するかについても、研究の必要性がある。これらの課題については、「BEPS2.0のインパクトと税務ガバナンスの質向上に関する研究（日本学術振興会 科学研究費助成事業 基盤研究(C) 2024年4月 2027年3月）」において考察を進める。

参考文献

- Balakrishnan, K., Blouin, J. L., & Guay, W. R. (2019) "Tax aggressiveness and corporate transparency," *The Accounting Review*, 94(1), pp.45-69.
- De la Cuesta-González, M. & Pardo, E. (2019) "Corporate tax disclosure on a CSR basis: a new reporting framework in the post-BEPS era," *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.32 No.7, pp.2167-2192.
- Kao, W. C., & Liao, C. H. (2021) "Tax avoidance and tax disclosures in corporate social responsibility reports in the United Kingdom," *Journal of International Accounting Research*, 20(3), pp59-80.
- Middleton, A. & Muttonen, J. (2020) *Multinational enterprises and transparent Tax reporting*. Routledge.
- Stiglingh, M., Smit, A.R. & Smit, A. (2022) "The relationship between tax transparency and tax avoidance," *South African Journal of Accounting Research*, Vol.36 No.1, pp.1-21.
- 大堀秀樹(2023)「BEPS2.0の実施により日本企業が直面する新たな世界 第5回 BEPS2.0とサステナビリティの観点からの税情報開示」『国際税務』第43巻第3号, 67-79頁。
- 高野公人・中原拓也(2021a)「ESG 経営における税務情報開示の課題: サステナビリティと税 (1)」『企業会計』第73巻第11号, 1564-1571頁。
- 高野公人・中原拓也(2021b)「ESGを踏まえた適切な税務情報開示に向けた取組み: サステナビリティと税 (2)」『企業会計』第73巻第12号, 1701-1708頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 稲葉知恵子	4. 巻 (123)
2. 論文標題 タックスガバナンスとその開示に係るアプローチの日英比較	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 拓殖大学経営経理研究	6. 最初と最後の頁 13-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 稲葉知恵子	4. 巻 203(6)
2. 論文標題 日本企業の税務ガバナンスの開示	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 73-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲葉知恵子	4. 巻 (34)
2. 論文標題 英国企業によるTax Transparency Report等の特質	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 税務会計研究	6. 最初と最後の頁 215-229
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 稲葉知恵子
2. 発表標題 日本企業の税務ガバナンスの開示
3. 学会等名 日本会計研究学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 稲葉知恵子
2. 発表標題 英国企業によるTax Transparency Report等の特質
3. 学会等名 税務会計研究学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 稲葉知恵子
2. 発表標題 日本のコンテキストでの税務ガバナンスの情報開示
3. 学会等名 税務会計研究学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	ウディン シャザード (Uddin Shahzad)	エセックス大学・Business School・Professor	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
英国	University of Essex		